

e-click サイトオーナー利用規約

e-click サイトオーナー利用規約（以下「本規約」という。）は、e-click 株式会社（以下「弊社」という）が提供する e-click アフィリエイトプログラム（以下「e-click」という）の利用に関して、本文に定義するサイトオーナーとの間の関係を定めたものである。

第1条（用語の定義）

1. 広告主、広告プログラム

個人、法人問わず、自己の運営する WEB サイトにネットワークを介し、ビジターの誘導するために、e-click 指定の申込書を提出した者を広告主といい、広告主の運営する WEB サイトを広告プログラムという。

2. サイトオーナー、サイトオーナーサイト、ビジター

ネットワークを介し、自己の運営する WEB サイトに、広告主の提供する広告素材を掲載し、ビジターを広告プログラムに誘導し、報酬を得ようとする者をサイトオーナーといい、サイトオーナーの運営する WEB サイト、メールマガジン及び当社が特別に定めた媒体をサイトオーナーサイトという。

3. ビジター

サイトオーナーサイト上のアフィリエイトリンクを経由して広告プログラムへ移動する者をビジターという。

4. 成果報酬

広告主が設定する報酬のことを指す。事前にサイトオーナーに提示され、ビジターを広告プログラムに誘導し、売上型、報酬型のいずれかの確定条件をクリアした場合に弊社から支払われる対価のことをいう。

5. 売上型・固定型

ビジターによる商品やサービスの購入等に対してパーセンテージで成果報酬を設定する方法を売上型といい、フォーム入力やアンケートへの回答、初回限定トライアルセットなどを含めたものに対して、固定の金額を支払う方法を固定型という。

6. 広告素材

広告素材とは、広告主がサイトオーナーに対して提供している広告主の取扱商品及びサービスを紹介し、かつ広告主サイトへ誘導する役割を持つ画像およびテキストのことをいう。

7. コミッション料

コミッション料とは、成果報酬、初回登録ボーナス料のことをいう。

第2条（仮登録&本登録）

e-click のサイトオーナーになろうとする者は、本規約の全ての条件に合意の上、WEB上「e-click サイトオーナー登録」フォームに必要事項を入力し申し込みを完了するものとし、正式にサイトオーナーとなるには、弊社による承認を必要とするものとする。承認後、登録する際に入力する事項は、真実、正確かつ完全な情報でなければならない。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに弊社に届け出なければならない。

第3条（支払い可能、成果報酬額）

第1条4項により発生した成果報酬については、500円以上に達した場合に支払われる。

第4条（提供するサービス）

弊社は、弊社が開発し運営・管理するネットワークサービスを提供し、広告主、サイトオーナー及びビジタ

ーがアフィリエイトプログラムを利用できるようにする。

第5条（規則の遵守）

サイトオーナーは本規約および本規約に付随する全ての規約を遵守し、不正なく e-click を利用するものとする。弊社は、本規約及び条件に違反したサイトオーナーに対して、広告主に代わってコミッション料の支払いを一切拒否し、サイトオーナーの登録を事前の通知なくして登録を抹消することができるものとする。

第6条（サイトオーナーへ成果報酬の支払）

1. 提携承認

サイトオーナーは e-click 管理画面を通じて、各広告主が運営する、広告プログラムごとに提示された成果報酬、その他一切の条件を承認の上、「申請する」ボタンをクリックすることにより提携の申込みをする。広告主による審査後、承認を受けることにより初めて提携サイトオーナーとして、バナー掲載ができる。このプログラムの支払い条件は広告主の意向により変更される場合があることを了解するものとする。サイトオーナーは、e-click の裁量において時間軸を問わず、特定広告主への参加申請を自動的に行う場合があることを承諾するものとする。

2. 確定による合意

成果報酬の確定については提携広告主が、その成果発生条件の審査を行ない個々に承認作業を行なう。なお、広告主は対象成果報酬の確定間での期限を成果が発生した時点を中心として個々が任意に設定した 30 日以内に確定またはキャンセルの判断をするよう努めるが、広告主が別途定める場合は 30 日を超えても確定またはキャンセルの判断がなされないことがあることをサイトオーナーは了承する。

3. 支払者

各アフィリエイトプログラムを通じて発生した成果報酬額のサイトオーナーへの支払は弊社が広告主より委託を受け、代行してサイトオーナーへ支払うものとする。なお、サイトオーナーは e-click 上で表示される広告主または広告プログラムと実際の運営者が異なる場合があることを承諾するものとする。

4. 広告主の支払い遅延

広告主がサイトオーナーへの成果報酬額の支払いを弊社に対して滞らせた場合、弊社は当該広告主から全額の支払いが完了するまで、サイトオーナーへの支払い代行を履行しない。その場合に生ずるすべてのサイトオーナーへの不払いに対し、弊社は一切その責任を負わない。

第7条（プログラム参加解除）

サイトオーナーは、e-click 管理画面より広告主への事前通知無しに、いつでも参加しているプログラムを解除することが出来る。また、広告主によるプログラムへの参加承認後であっても、広告主または弊社から事前通知無しに参加を解除される場合があることを了解するものとする。

第8条（サイトオーナーによるリンクの設定）

サイトオーナーは、広告主の指定するリンク方法を使って、自身の運営サイト内にリンクを設定する。広告主の許可なくそのリンク方法を変更することはできない。変更する場合は広告主の事前の承認を得るものとする。

第9条（サイトオーナーによるトランザクションの管理）

弊社は、サイトオーナーに対して、e-click 専用管理ページを提供し、サイトオーナーは常にこの管理ページへアクセスし、日々のトランザクションを確認する義務を負う。サイトオーナーは誤ったトランザクションなどを発見した場合には、直ちに弊社に報告するものとする。報告を怠ったことに起因する、後日生ずるコ

ミッション支払いのトラブルに関しては、弊社は一切責任を負わない。

第 10 条 (ID とパスワードの管理)

サイトオーナーは弊社が付与した ID およびパスワードを自己の責任のもとに厳重に管理するものとする。また、ID およびパスワードを他社に利用された場合またはその管理を行ったために損害が発生した場合の責任は全てサイトオーナーが負うものとする。なお、サイトオーナーは自己の ID およびパスワードを他者に利用された場合において、弊社が当該他者をサイトオーナーと同一人物とみなし、処理することについて一切の責任を問わない。

第 11 条 (成果報酬額の受領)

1. 弊社は、サイトオーナーへの支払いを広告主に代行して行うものとする。成果報酬額の支払いは、1 ヶ月毎に成果報酬額を合算し手数料を控除した金額を当該サイトオーナーの所定金融機関へ振り込むものとする。但し、参加後成果報酬額の合計金額が 500 円未満の場合は、次回以降の支払いへと繰り延べられるものとする。前月末までの未払い成果報酬を支払いの対象とし、支払いは支払い依頼のあった月の翌月 25 日とする。25 日が金融機関の休日に当たる場合、翌営業日を支払日とする。サイトオーナーが指定できる口座は、銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業共同組合のいずれかの日本国内の口座とし、弊社がその指定口座に振込むことで支払を完了したものとみなされる。なお、サイトオーナーの登録した口座情報の不備により振り込みできない場合、組み戻しにかかる金融機関所定の手数料はサイトオーナーが負担するものとする。本条に基づくコミッション額への税務処理に関しては、税法等法令の規定に従うものとする。
2. 第 11 条 1 項にかかわらず、2015 年 3 月 31 日以前に e-click のサイトオーナーに登録をされ、且つ、一度も成果報酬を請求したことがないサイトオーナーに関しては、初回登録ボーナス 1000 円を放棄した場合にのみ成果報酬の合計金額が 500 円以上あれば支払いの対象とし、初回登録ボーナス 1000 円を放棄しない場合は、従来通り成果報酬の合計金額が 5000 円以上で初回支払いの対象とする。次回以降の支払いは、第 11 条 1 項に従う。
3. 2015 年 6 月 1 日以降、住所及び電話番号の登録がないサイトオーナーについては成果報酬を支払わないものとする。但し弊社からの案内により登録がなされた場合は、翌月当月分と合算した金額を支払うものとする。

第 12 条 (サービスのメンテナンス)

ネットワークのメンテナンスは、定期・不定期を問わず実施されるものとする。その間のサービス停止に対し、サイトオーナーは異議を述べない。

第 13 条 (秘密保持ならびに個人情報の取扱)

1. 弊社は、サイトオーナーの個人情報を「個人情報保護法」に基づき適正に取り扱う。
2. 弊社は、この契約を通じて知り得る、サイトオーナーの登録情報やプログラムを通じて得られるトランザクションデータに関して、サイトオーナーの事前の承認なしには外部に公表しない。但し、既知となっている情報の場合及び裁判所又は警察その他行政機関の命令・捜査などがあった場合は除くものとする。
3. サイトオーナーは、アフィリエイトプログラム運営上、弊社が必要に応じてサイトオーナーの登録情報を広告主に告知する可能性があることを承諾するものとする。
4. 弊社は、参加サイトオーナー全般にまたがって集計された統計情報を、サイトオーナーが特定できない範囲において利用・公表できるものとする。

5. サイトオーナーは、本サービスに関連して知り得た弊社および広告主の技術上、営業上、業務上等の情報を、第三者に漏洩してはならないものとする。但し、既知となっている情報は除くものとする。

第 14 条（契約期間）

サイトオーナーとしての資格は、弊社が承認を行った、サイトオーナー登録承認日より 1 年間とし、契約の終了日の 30 日前までに、当事者いずれか一方からの契約終了の意思表示がない限り、本契約は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 15 条（退会）

サイトオーナーは、e-click 管理画面上から「退会する」ボタンをクリックすることでいつでも e-click から退会することができる。

第 16 条（サイトオーナー登録の抹消・退会）

弊社は、下記の事由が発生した場合、事前に警告、連絡をせず、当該サイトオーナーの会員登録を抹消し、弊社とサイトオーナーとの間の契約を終了させることができる

1. 登録メールアドレスに 3 回以上メールが届かない等の理由により、メールによる連絡が不能と判断したとき。
2. サイトオーナーが 2 年間管理画面にログインしていない、もしくは、コミッションを獲得しなかったときなど実質的に活動を停止していると弊社が判断したとき。
3. e-click から取得した素材などの提供物をサブライセンス、貸与、販売、再販していると弊社が判断したとき。
4. リバースエンジニアリングを行っているとして弊社が判断したとき。
5. e-click が提供しているサーバー、処理能力、機器、ソフトウェアおよびその他の技術的リソースを含む e-click の提供物に対し、ハッキング、乱用、悪用、ウィルス、ワームその他の悪意による破壊コードの感染、許容範囲を超えた不適切な方法が明らかな場合。第三者に利用させることも含む。
6. 住所、電話番号などの登録がなく、本人の確認ができない場合。2015 年 6 月以前に登録したサイトオーナーについては指定期日までに登録が完了すればその限りではない。
7. 本条第 1 項によりサイトオーナーが退会となった場合の未払い成果報酬の取り扱いについては第 11 条に従うものとする。

第 17 条（精算義務）

1. 第 16 条または第 11 条の場合を除き、サイトオーナーが退会した場合、弊社はサイトオーナーに対し、未払いの成果報酬（但し、第 6 条 4 項の規定に従う）から金融機関所定の振込み手数料及び弊社の事務手数料（1,000 円）を控除した額を支払う。但し、振込み手数料及び弊社の事務手数料控除後に成果報酬の残額がマイナスとなる場合には成果報酬の残額は存在しないものとして処理を行うものとする。
2. 前項の支払いは、契約終了の日が属する月の翌々月 25 日に行うものとする。25 日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日とする。
3. 前項の支払いにおいて、弊社が第 11 条のサイトオーナー指定口座への振込手続きを行ったにも拘わらず、口座情報の不備、あるいは住所不明、弊社からのメールが送達されない等により振込ができなかった場合、弊社は当該性が報酬額の残額は存在しないものとして処理を行うものとする。
4. 前各項をもって弊社からサイトオーナーへの支払は終了するものとする。

第 18 条（禁止行為）

サイトオーナーは以下に定める禁止行為を行ってはならない。

1. 広告素材およびバナーリンクの改変
広告主から提供された広告素材（バナー画像、テキスト文言）、バナーリンク、その他指定された条件を広告主に無断で改変すること。
2. 成果報酬の助長及び依頼
広告プログラムの紹介・広告とは無関係に、もっぱら報酬獲得のため、ビジターに対し商品購入やサービス購入の強要・嘆願・依頼すること、及びビジターに誤解を与えるような表現を記載すること。本条にて定める禁止行為を助長する内容を含む商材・マニュアルなどを販売もしくは無料配布・公開すること。
3. 虚偽行為
ページに掲載した広告よりサイトオーナー自らあるいは第三者と共謀して、あたかもコミッション対象となる行為が発生したかのように装うなど不正な行為を行うこと、その他、広告目的及び当サービスの趣旨を外れたクリックや注文、登録が発生した場合等、不当にコミッションを得るとみなされる一切の行為。
4. 登録されたサイト以外での広告掲載
サイトオーナーが弊社に届け出たサイト以外の媒体において広告を掲載すること。
5. スпам行為
電子メールでのスパム行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、またそれ以外の方法・手段による第三者への迷惑行為に該当する宣伝行為。
6. 掲載期間満了の広告素材の掲載
掲載期間が終了している広告素材やそのリンクコードを掲載し続ける行為。
7. 同一の個人または法人による、複数のサイトオーナー登録（ただし弊社が特別に認めた場合を除く）。
8. 広告主へ直接アプローチすること
サイトオーナーは弊社の承諾なくして、広告主へ直接連絡を取ることにより、本サービスの内外問わず、広告掲載などに関する直接の個別契約の締結を勧誘または強要してはならない。ただし、当該サイトオーナーの紹介によって e-click の広告主となった場合、または、e-click に登録する以前からサイトオーナーと契約関係がある広告主については、この限りではない。
9. その他、弊社が不相当と認める行為

第 19 条（禁止行為の判断等）

1. 禁止行為の有無についての判断は、弊社と広告主が行うこととし、サイトオーナーに対するその内容・根拠の説明を要しないものとする。
2. 弊社は、疑わしいと考えるサイトに対して、サーバーのログファイルを提出するよう求める権利を有するものとする。
3. 本サービスを運営するシステムのセキュリティ保護のため、判断基準については特段の事情のない限り、原則としてサイトオーナーに対して開示しない。

第 20 条（契約の強制終了及びコミッション没収）

弊社は、下記の理由により、何らの催告なくして本契約を終了させることができるものとする。

1. サイトオーナーが本契約内の条項を遵守しなかった場合。
2. サイトオーナーが違法行為を行っている場合。
3. サイトオーナーが禁止行為を行っている場合。
4. 登録されたサイト名や URL が同一、あるいは、メールアドレスが同一、あるいは振込先、あるいは氏名

や会社名が同一であるにもかかわらず、更に別のサイトオーナーIDを取得しているのが明らかになった場合。（ただし弊社が特別に認めた場合にはこの限りでないものとする）

5. 第 23 条の資格を満たしていないことが判明した場合。
6. 第 16 条 1 項に該当している場合。
7. 住所、電話番号を故意に登録しない場合。
8. その他弊社が不相当と認めたサイト

前項記載の理由により契約が強制終了になった場合、弊社は当該サイトオーナーについて生じたコミッションを没収し、支払いを一切拒否できるものとする。またこの場合、弊社は 1.既に支払ったコミッションおよび同額のペナルティ、2.前項の調査のために必要とした交通費、人件費等の費用、3.訴訟等の裁判手続きを行った場合にはそれに関する一切の費用（弁護士費用を含む）をサイトオーナーに請求することができるものとする。

第 21 条（担当者との連絡）

1. サイトオーナーと弊社との連絡は原則として電子メール及びサイトオーナー管理画面経由で行われるものとする。また契約期間中は、この連絡メールをサイトオーナーは拒否できないものとする。
2. サイトオーナーと広告主との間の連絡は原則として電子メール及びサイトオーナー管理画面経由で行われるものとする。サイトオーナーは広告主または弊社より承諾があった場合を除きサイトオーナー管理画面以外の方法により、広告主へ直接連絡してはならない。
3. 弊社は、サイトオーナーに対しサービス運営上必要な事務連絡及び業務案内等を郵送により行うことができるものとする。

第 22 条（資格）

サイトオーナーとしての資格は以下の通りとする。

1. 暴力、虐待を推奨するサイト、人種差別を推奨するサイト、アダルトサイト、アダルトサイトへのリンク、アダルトバナーを掲載しているサイト、それ以外の法律に違反するサイト及びネットワークが公序良俗に反するサイト広告主から提供された広告素材（バナー画像、テキスト文言）、バナーリンク、その他指定された条件を広告主に無断で改変すること。
2. サイトの担当者が 18 歳以上であること。
3. 違法な活動をしている、もしくは、奨励しているサイト。（ねずみ講、マルチ商法などの違法な事業を行っている場合を含む）
4. 他人の名誉を侵害したり、特定の個人や団体を誹謗中傷したりする記述（弊社の名誉を侵害ないし誹謗中傷する場合も含む）のあるサイト。
5. 著作権などの知的財産権、肖像権などの人格権その他法律上の権利ないし保護を侵害するか、あるいは関連する法規に違反する内容を有するサイト。
6. 内容が不明ないし乏しい、概観が異様である WEB サイト。
7. サイトオーナーへの申込時の情報に偽りが無いこと。
8. 本契約を読み、遵守することを承認していること。
9. プログラム開始後にネットワークに提供するデータや情報に偽りが無いこと。
10. 過去にサイトオーナーを強制退会になっていないこと。
11. 弊社および広告主との間で礼節をわきまえたコミュニケーションを図れること。
12. 登録されたサイトオーナーサイトがパスワード、ID などのログインが必要な会員制のサイトでないこと。

第 23 条（登録・承認）

弊社は、サイトオーナーが登録時に申請する情報に基づいてその承認を行うものとする。承認時点及び以降においてサイトオーナーの虚偽の申告や行為などにより弊社または第三者（広告主を含む）に対して生ずる損害・被害等に関して、サイトオーナーがその全責任を負うものとする。

第 24 条（著作権）

ネットワークを通して利用できるサイトオーナーのコンテンツはすべて著作権についての問題を抱えていないものとする。サイトオーナーと第三者との間に著作権の問題が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとする。

第 25 条（保証の制限）

弊社は、そのサービス、その運営、その使用及びその使用による結果に対して最大限の努力を持って、安定的に維持することを努めるものとするが、以下の保証をするものではない。

1. サービスが停止することなく、問題なく運営されること。
2. この欠陥が常に修復されること。
3. サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物を存在させないこと。
4. これらのためのセキュリティ方法が十分に提供されていること。

第 26 条（責任の限定）

サイトオーナーが退会した場合、その終了原因の如何を問わず、当該サイトオーナーおよびその関係者は、弊社及び広告主会員に対して損害賠償を請求することができない。この損害については、得べかりし利益、間接損害等、一切の損害を含む。

第 27 条（譲渡）

サイトオーナーは弊社に事前の承認または同意なしに本規約上の権利・債権・債務の全部または一部を譲渡することはできない。

第 28 条（不可抗力）

天災、当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為等を含み、これらに限定されない不可抗力があった場合、当事者の合理的な管理を超える事由による不履行の場合、いずれの当事者も、本契約義務の履行遅滞ないし履行不能について責任を負わないものとする。

第 29 条（権利及びライセンスの帰属）

弊社及び各広告主が提供する「コンテンツ」「技術」「すべてのイメージ（バナーや商標なども含む）」に関する権利は、すべて提供する側に帰属するものとし、サイトオーナーは、ネットワークの限定された範囲内でのみ、その利用を許諾されているものとする。また、サイトオーナーは事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

第 30 条（届出義務）

1. サイトオーナーは、申込書記載の住所、登記上の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、社名、代表者、個人経営から法人経営への変更など運営形態に変更があった場合、速やかに弊社に届け出るものとする。
2. サイトオーナーが前項の届出を怠ったために弊社の通知または送付された書類が延着、または、未到達

の場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

第 31 条 （準拠法、合意管轄）

本規約に関する問題は、日本国法を準拠法とし、本契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 32 条 （規約および条件などの改訂）

1. 本規約及び条件は、弊社の判断によりサイトオーナーの承諾なく随時変更、改訂を行うことができるものとし、サイトオーナーはこれを承諾するものとする。
2. 上記改訂後の本規約も弊社とサイトオーナーとの間の全ての関係に適用されるものとする。

以上

2015 年 03 月 31 日 変更・施行

2015 年 06 月 01 日 改定

2016 年 01 月 18 日 改定